

国選弁護士契約約款（報酬基準）等の変更について

変更後の約款は、1、2については改正刑訴法施行日以降、3以下については4/1以降に、裁判所より指名通知請求があった事件、及び最初に公訴提起があった事件に適用されます。

1. 被疑者国選弁護士報酬の算定方法の変更

該当約款 国選

被疑者国選の対象事件が拡大するのに伴い、以下の①～③の3点について算定方法が変更となります。

① 基礎報酬の算定方法の変更

基準接見回数を下回る接見回数にとどまる場合の基礎報酬を改定する

現 行		変 更 後	
1回目接見	26,400円	1回目接見	20,000円
2回目接見	20,000円	2回目接見	20,000円
3回目接見	20,000円	3回目接見	20,000円
⋮		⋮	
基準接見回数と同回数目の接見	20,000円	基準接見回数と同回数目の接見	26,400円

(参考)
 弁護期間と基準接見回数

弁護期間	基準回数
4日以下	1回
5日～8日	2回
9日～12日	3回
13日～16日	4回
17日～20日	5回

●例1 弁護期間15日で4回接見した場合（基準接見回数4回）

1回目接見	26,400円	1回目接見	20,000円
2回目接見	20,000円	2回目接見	20,000円
3回目接見	20,000円	3回目接見	20,000円
4回目接見	20,000円	4回目接見	26,400円 ← 基準回数と同回数目の接見
合計	86,400円	同額	合計 86,400円

●例2 弁護期間15日で3回接見した場合（基準接見回数4回）

1回目接見	26,400円	1回目接見	20,000円
2回目接見	20,000円	2回目接見	20,000円
3回目接見	20,000円	3回目接見	20,000円 ← 基準回数(4回)に満たない
合計	66,400円	減額	合計 60,000円

●例3 弁護期間4日で1回接見した場合（基準接見回数1回）

1回目接見	26,400円	→	1回目接見	26,400円 ← 基準回数と同回数目の接見(※)
-------	---------	---	-------	---------------------------

※ 基準接見回数が1回の場合(弁護期間が4日以下の場合)には、1回目接見が26,400円となります。

② 多数回接見加算報酬の変更

基準接見回数を大きく上回る部分の多数回接見加算報酬を改定する

(基準回数)1回超過	10,000円	9回超過までは 変更なし	(基準回数)1回超過	10,000円
2回超過	6,000円		2回超過	6,000円
3回超過	4,000円		3回超過	4,000円
4回超過	4,000円		4回超過	4,000円
⋮			⋮	
9回超過	4,000円	変更	9回超過	4,000円
10回超過	4,000円		10回超過	3,000円
11回超過	4,000円		11回超過	3,000円

10回超過以降
4,000円
→ 3,000円

③ 同一日に2回（午前・午後）接見した場合の算定方法の変更

同一日の接見は、その回数にかかわらず1回分の報酬とする

同 日	午前 1回接見	2回 とカウント	変更	同 日	午前 1回接見	1回 とカウント
	午後 1回接見				午後 1回接見	

2. 合意制度に関する報酬の新設

該当約款 国選

刑訴法改正により創設された 合意制度(刑訴法350条の2以下) に関する報酬を新設

新 設

報酬額 5万円

ただし、合意成立に至らなかった場合(協議への参加のみの場合)には、4万円

3. 被疑者国選の身柄釈放加算の対象拡大

該当約款 国選

活動要件	結果要件	活動要件	結果要件
勾留決定への準抗告	勾留決定取消し	勾留決定への準抗告	勾留決定取消し
勾留取消請求	勾留の取消し	勾留取消請求	勾留の取消し
		勾留延長決定 への準抗告	延長決定取消し 延長請求却下

追加

4. 上訴取下げ後の活動費用の支給

該当約款 国選 付添 被害者

< 被告人が上訴を取下げた後の弁護活動 >

選任の効力がないため 費用支給不可	改正	弁護人が取下を知るまでの間は 費用支給可
例)交通費は自己負担		例)交通費を支給

5. 謄写記録の引継ぎ送料の支給

該当約款 国選 付添 被害者

第一審から上訴審弁護人への 謄写記録の引継ぎの努力義務あり ⇒しかし、送料の支給規定なし	改正	謄写記録の送料を支給する ※その場合、無用の重複謄写を避 けるよう努めることも併せて規定
--	-----------	---

該当約款 国選

6. 常習特殊窃盗等の訴因変更を追起訴加算対象に追加

常習累犯窃盗の訴因変更のみ
（「訴因変更」でも）
「追起訴加算」の対象



常習特殊窃盗、同強盗傷人
同強盗強制性交等の訴因変更も
「追起訴加算」の対象とする

該当約款 国選

7. 被疑者が鑑定留置されている場合の接見報酬の支給

勾留のない鑑定留置事案
⇒報酬算定方法の定めがなく
報酬支給できない



鑑定留置7日＝勾留1日
とみなし、報酬算定方法を規定
⇒報酬支給が可能に

該当約款 国選 付添 被害者

8. 現行規定に存在する矛盾・不整合の是正

解任、公訴棄却等により
審理途中で終了した場合の
基礎報酬額につき矛盾・不整合あり



矛盾・不整合をなくし、
明確に整理

●具体例（地裁単独事件の場合）
満額 = 77,000円
50% = 38,500円

